

〔別紙1〕リスク分担表

(ア) 共通リスク

「○」主分担 「△」従分担

項目	内容	市	選定事業者	
入札説明書リスク	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
応募リスク	応募費用の負担		○	
契約締結リスク	市の責めにより契約が結べない、または遅延によるもの	○		
	選定事業者の責めにより契約が結べない、または遅延によるもの		○	
	市、選定事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない（議会の議決が得られない場合を含む）、または契約手続きが遅延した場合（※1）	△	△	
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○	
制度関連リスク	行政リスク	○		
	法制度リスク	本事業に典型的または特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
		上記以外の変更に関するもの		○
	許認可遅延リスク	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	税制度リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの		○
上記以外の変更に関するもの		○		
社会リスク	住民対応リスク	事業内容等事業そのものに対する住民の反対運動等が生じた場合	○	
		選定事業者による調査、設計、建設、維持管理等に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	選定事業者の責めによるもの		○
		上記以外のもの	○	
環境問題リスク	選定事業者が行う調査、設計、建設、維持管理等における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
債務不履行リスク	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
	改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		○	
	市の都合により本事業が継続されない場合	○		
不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの（※2）	○	△	
金利変動リスク	提案時から金利基準日（しゅん工日）までの金利変動		○	
	金利基準日（しゅん工日）以降に発生する利息に係る金利変動（※3）	○	△	

項目	内容	市	選定事業者
物価変動リスク	施設供用前の物価変動（※４）	○	△
	施設供用後の物価変動（※４）	○	△

※１ 双方責任を負わないものとする。

※２ 原則市の負担とするが、一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する。

※３ 基準金利等の見直しを実施する予定。

※４ 一定の金額・割合等までは選定事業者が負担する。

（イ）設計リスク

「○」主分担 「△」従分担

項目	内容	市	選定事業者
設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	選定事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	選定事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○

（ウ）建設リスク

「○」主分担 「△」従分担

項目	内容	市	選定事業者
用地リスク	建設に要する用地の確保	○	
	建設に関する資材置場の確保		○
	地中障害物、土壌汚染に関するもの	○	
建設費用増大リスク	市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○	
	上記以外のもの（物価変動によるものは物価変動リスクによる）		○
工事遅延・未完工リスク	市の要請による工事の遅延または完工しない場合	○	
	上記以外のもの		○
設備機器・備品等納品遅延リスク	選定事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
一般的損害リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	引渡し前に行う開館準備業務で生じた施設の損傷または事故による第三者への賠償等のうち、市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由によるもの（※１）	○	

項目	内容	市	選定事業者
要求水準リスク	建設された施設・設備が要求水準を下回った場合		○
譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○

※1 ここていうリスク分担は、あくまでも本事業の事業契約における市と選定事業者の二者間のリスク分担の意味で示しているものである。市と指定管理者のリスク分担は、別途、指定管理者の協定等にて定める予定である。

(エ) 維持管理等リスク

「○」主分担 「△」従分担

項目	内容	市	選定事業者
計画変更リスク	市が提示した維持管理等業務に関連する計画や前提条件の変更によるもの	○	
	上記以外のもの		○
サービス水準リスク	サービスに係る要求水準の不適合によるもの		○
施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に施設の瑕疵が発見された場合		○
警備リスク	選定事業者の不備によるもの		○
	上記以外のもの	○	
維持管理等増大リスク	市が提示した維持管理等業務に関連する計画や前提条件の変更による費用の増大	○	
	上記以外のもの（物価変動によるものは物価変動リスクによる）		○
施設損傷リスク	市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由によるもの（※1）	○	
	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	第三者によるもの（※2）	○	△
需要変動リスク	利用者の増減による維持管理等の費用の変化（※3）	△	○
事故発生リスク	市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由による場合（※1）	○	
	上記以外のもの		○
情報漏洩リスク	市または市が指定する予定の指定管理者の帰責事由によるもの（※1）	○	
	選定事業者の帰責事由によるもの		○
移管手続きリスク	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸経費の発生、事業会社の清算に伴う評価損益等		○

※1 ここていうリスク分担は、あくまでも本事業の事業契約における市と選定事業者の二者間のリスク分担の意味で示しているものである。市と指定管理者のリスク分担は、別途、指定管理者の協定等にて定める予定である。

※2 施設損傷リスクが第三者によるもの場合は、選定事業者の管理義務の懈怠により発生したのものについては、選定事業者のリスク分担とし、それ以外は市のリスク分担とする。

※3 利用者の増減による維持管理等費用の変化については、原則として選定事業者負担とする。ただし、市が負担すべき合理的な理由がある場合は、両者協議の上、場合によっては市の負担とすることがある。